

# 国立大学法人高知大学における共同利用スペース運用規則

平成 19 年 3 月 28 日  
規則 第 116 号

最終改正 令和 6 年 9 月 13 日規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学における研究施設等の有効活用に関する規則（以下「規則」という。）第 5 条に基づき、国立大学法人高知大学における共同利用スペース（規則第 3 条第 2 項に規定する共同利用スペースをいう。以下同じ。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第 1 条の 2 この規則において「部局」とは、規則第 3 条第 1 項に規定する部局をいう。
- 2 この規則において「競争的スペース」とは、規則第 3 条第 2 項に規定する競争的スペースをいう。
- 3 この規則において「共通的空间」とは、規則第 3 条第 2 項に規定する共通的空间をいう。
- 4 この規則において「管理部局」とは、共通的空间を管理する部局をいう。

(使用者の範囲)

第 2 条 別表第 1 に定める競争的スペースを使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 共同研究のために企業等から派遣された研究員等
- (3) 特色のある教育研究の推進にあたり特に支援を行う必要がある若手研究者等
- (4) その他学長が特に認めた者

2 別表第 2 に定める共通的空间を使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生
- (2) 本学教職員
- (3) 共同研究のために企業等から派遣された研究員等
- (4) 特色のある教育研究の推進にあたり特に支援を行う必要がある若手研究者等
- (5) その他学長が特に認めた者

(使用の申請)

第 3 条 競争的スペースを使用しようとする研究チーム等の代表者（以下「使用者」とい

う。)は、競争的スペース使用申請書(第1号様式)(以下「使用申請書」という。)を学長に提出しなければならない。

2 共通的スペースの使用方法については、管理部局が別に定める。

(使用の承認)

第4条 学長は、前条第1項の申請があったときは、高知大学環境保全委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、承認するものとする。

2 前項の承認の期間は、原則として5年間を上限とする。

3 学長は、第1項の承認をしたときは競争的スペース使用許可書(第2号様式)を発行するものとする。

4 学長は、競争的スペースの管理上必要な範囲で競争的スペースの使用に条件を付すことができる。

5 競争的スペースの使用を承認された使用者は、使用申請書に記載した事項について変更しようとするとき、又は変更を生じたときは、改めて使用申請書を学長に提出し、承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第5条 学長は、使用者がこの規則に違反したと認めるとき、又は競争的スペースの運営に支障を及ぼすおそれがある場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限することができる。

2 使用者は、使用の承認が取り消された場合又は使用を終了若しくは中止したときは、速やかに競争的スペースを原状に復帰した上で、競争的スペース使用(終了・中止)届(第3号様式)を学長に届け出なければならない。

(立入り)

第6条 学長は、競争的スペースの管理上必要があるとき、又は緊急の必要があるときは、競争的スペースに立ち入り、必要な措置を講じることができる。

2 管理部局は、共通的スペースの管理上必要があるとき、又は緊急の必要があるときは、共通的スペースに立ち入り、必要な措置を講じることができる。

(施設の保全義務)

第7条 使用者は、競争的スペースの使用に際し、建物又は備品等(以下「建物等」という。)を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、競争的スペースの模様替え、改造その他現状を変更してはならない。ただし、事前に書面をもって学長の承認を得た場合は、この限りではない。

3 使用者は、使用期限満了日までに現状に回復の上、明け渡すものとする。

(安全衛生管理)

第8条 使用者は、安全及び衛生のために必要な措置をとらなければならない。

(機器の搬入等)

第9条 使用者は、学長の承認を得て、競争的スペースに使用する必要な機器等を搬入して使用することができる。

2 使用者は、前項による機器等の使用が終了したときは、競争的スペースから速やかに搬出しなければならない。

3 前2項に係る一切の費用は、使用者が負担しなければならない。

(経費の負担)

第10条 使用者は、競争的スペースの使用に係る経費を負担するものとする。

2 前項の負担額及び算出方法は、別に定めるところによる。

3 学長が必要と認める場合は、第1項の規定にかかわらず、使用に係る経費を減免することができる。

(使用の報告)

第11条 学長は、必要に応じて使用者に対し、使用に係る事項について報告を求めることができる。

2 使用者は、競争的スペースを使用して行った研究等の成果を公表する場合は、その論文等の写し又は電子ファイルを学長に提出するものとする。

(損害の賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失により建物等を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(管理運営)

第12条の2 競争的スペースの財産監守者等（国立大学法人高知大学財産管理規則第9条第1項に規定する財産監守者等をいう。）は、当該競争的スペースを使用する使用者とする。ただし、使用者が学外者の場合は、別に定める。

2 共通的スペースの管理部局は、委員会が定める。

(事務)

第13条 競争的スペースに関する事務は、財務部施設企画課が行うものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、共同利用スペースの使用に関し必要な事項は、別

に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 30 日規則第 36 号）

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 14 日規則第 71 号）

この規則は、平成 24 年 3 月 14 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日規則第 169 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 13 日規則第 31 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 9 月 13 日から施行する。
- 2 高知大学総合研究棟（自学自習室等）利用要項（平成 18 年規則第 117 号）及び高知大学総合研究棟（会議室等）利用要項（平成 18 年規則第 118 号）は、廃止する。

別表第1（第2条第1項関係）  
競争的空間

建物名称	室名	室番	面積（㎡）	備考	
総合研究棟Ⅲ（医学系）	プロジェクト実験室	11	61		
		12	58		
		13	58		
		14	58		
		31	61		
		32	58		
		33	58		
		34	58		
		41	61		
		42	58		
		43	58		
		44	58		
		研究室	11	51	
			12	49	
	13		49		
	14		49		
	31		51		
	32		49		
	33		49		
	34		49		
	35		49		
	41		51		
	42		49		
	43	49			
	44	49			
45	49				
棟計			1,397		

別表第2（第2条第2項関係）  
共通のスペース

建物名称	階	室名	面積 (㎡)	備考
総合研究棟Ⅰ (医学系)	1	教職員室（会議室）	92	
		共通カンファレンス室	50	
		学生更衣室	66	
		印刷室	18	
		資料室	29	
		ビデオ編集室	19	
		暗室1	16	
		形態実験室1	10	
	形態実験室2	15		
	棟計		315	
総合研究棟Ⅱ (医学系)	1	セミナー室	68	
	棟計		68	
総合研究棟Ⅲ (医学系)	1	ラウンジ	38	
		ラウンジ	38	
	2	プロジェクト実験室21	61	
		プロジェクト実験室22	58	
		研究室21	51	
		研究室22	49	
		研究室23	49	
		研究室24	49	
		研究室25	49	
	3	ラウンジ	38	
	4	ラウンジ	38	
	棟計		518	
	総合研究棟（農 林海洋系）（附 属暖地フィールド サイエンス教 育研究センタ ー）	1	講義室	79
実習用調理室			18	
実験室			59	
学生更衣室（男子）			20	
学生更衣室（女子）			20	
2		会議室	39	
		院生室	21	
		院生室	20	
棟計		276		
地域協働学部棟	1	学生ラウンジ	51	
	2	教員室（1）	23	
		教員室（2）	21	
		教員室（3）	21	
		セミナー室	22	
		多目的室	44	
	3	男女共同参画推進室	50	
棟計		232		

共通教育2号館	1	自学自習室	23	
	棟計		23	

## 競争的スペース使用申請書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

研究チーム等の代表者

所 属

職 名

氏 名

電 話

F A X

電子メール

下記により競争的スペースを使用したいので、申請します。

記

申 請 区 分		<input type="checkbox"/> 新 規		<input type="checkbox"/> 継 続	
建物名称	建物名称		室名・室番		
	階		面 積		m <sup>2</sup>
使用形態	期 間	年 月 日 ~		年 月 日	
	時 間	~			
	頻 度				
教育・研究テーマ					
教育・研究の目的 と期待される効果		目的  効果			
教育・研究経費の財源					
共同研究員等		所 属	氏 名	連絡先	
配 置 図					
備 考					

(注) 記載欄が不足する場合は、適宜用紙を設けて記載すること。

## 競争的スペース使用許可書

研究代表者

殿

国立大学法人高知大学長

年 月 日付けで申請のあった競争的スペースの利用については、下記のとおり許可します。

### 記

許可の区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続			
研究者(代表者)				
建物名称	建物名称		室名・室番	
	階		面積	m <sup>2</sup>
教育/研究テーマ				
利用形態				
利用期間	期間	年 月 日 ~		年 月 日
利用許可条件等	1. 利用に当たっては、「国立大学法人高知大学における共同利用スペース運用規則」を遵守すること。 2. その他 ( )			

第3号様式（第5条第2項関係）

## 競争的スペース使用（終了・中止）届

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

研究チーム等の代表者

所 属

職 名

氏 名

終了

年 月 日をもって、競争的スペースの使用を しますので

中止

下記のとおり報告します。

記

建物名称及び 使用面積	建物名称		室名・室番	
	階		面 積	m <sup>2</sup>
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
理 由	1. 使用期間満了による終了 2. 計画の変更に伴う中止 3. その他 (具体的に記述願います。)			